



今回は、不動産賃借人また賃貸人が支援を受けられる家賃支援給付金、また販路開拓等の取組に要する経費を補助する持続化補助金、そして国民健康保険税の減免についての情報をまとめました。

① 家賃支援給付金 国給付

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している賃借人(テナント)に対し、地代・家賃の負担を軽減するため給付します。
- 給付上限額は中小企業・小規模事業者 600 万円まで、個人事業者 300 万円まで
- 個人事業者はフリーランスを含み、幅広く対象とします。

給付額 申請日の直前 1 ヶ月以内に支払った賃料（月額）をもとに算定した
月額給付額の 6 倍の額を支給します。

月額給付額の算定方法

申請日の直前 1 ヶ月以内に支払った賃料が
法人 75 万円以下、個人事業者 37.5 万円以下の場合
支払賃料に 2/3 を乗じた金額となります。

給付額の算定例

例えば賃料（月額）が 10 万円の場合、40 万円の給付金が受け取れます。

8 月の家賃を基準とした場合

2020 年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
賃料(万円)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

賃料 10 万円 $\times 2/3 \times 6 = 40$ 万円 (給付金)

対象の賃料

注：申請日の直前 1 ヶ月以内に支払った賃料が
賃借上限額（法人 75 万円、個人事業者 37.5 万円）を超える場合は
算定方法が異なります。

注：算定する月額給付額の上限は法人 100 万円、個人事業者 50 万円です。

対象者

2020 年 5 月から 12 月の間に次の①②いずれかにあてはまる事業者の方

①いずれか 1 ヶ月の売上が前年の同じ月と比較して 50%以上減少している

②連続する 3 ヶ月の売上の合計が前年の同じ時期の合計と比較して 30%以上減少している。

申請期間 2020 年 7 月 14 日から 2021 年 1 月 15 日まで

問合せ 家賃支援給付金コールセンター

電話：0120-653-930

（平日・休日とも 午前 8 時 30 分～午後 7 時）

※8 月末まで全日対応 9 月以降土曜日・祝日除く

② 埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金 給付

- 新型コロナウイルスの影響により売上が減少した店舗に対して、一定の家賃を減免した不動産賃貸人（オーナー等）が、減免分家賃の一部の支援を受けられます。
- 令和 2 年 4 月から 6 月の間に、一定の要件を満たすテナントに対して、1 月あたり 2 割以上の家賃を減免している方が対象です。

給付額 家賃減免額の 1/5 を支援
1 者につき、20 万円を上限とします。

対象者 次の条件をすべて満たす事業主が対象です。

- ①中小企業又は個人事業主（不動産賃貸人）であること。
- ②以下の要件どちらかに該当するテナント事業者に対し、家賃を 1 月あたり 2 割以上減免した方。

令和 2 年 4 月～6 月までを対象月とします。

テナントの主な要件

令和 2 年 4 月～6 月において次のいずれかに該当する。

(1) 1 ヶ月の売上が前年同月比で 50%以上減少している。

(2) 3 ヶ月の売上が前年同期比で 30%以上減少している。

注：物品販売やサービスの提供を行っている県内の店舗が対象です。

注：来店する消費者に対し、経常的に物品販売又はサービスの提供を行っているものとし、事務所、倉庫、作業所は対象外です。

申請期間 令和 2 年 7 月 17 日（金）から 令和 2 年 10 月 16 日（金） まで

申請方法 下記へ郵送のみでの申請となります。

送付先

埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金事務局

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課内

申請様式は埼玉県HPからダウンロード可能（埼玉県家賃支援金で検索）

③ 持続化補助金 補助

- 新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるため、小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組に要する経費の一部を支援するものです。
- 事業再開を後押しするため、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の取組みについて追加の支援もあります。

支援対象

補助対象経費の6分の1以上が、次のA～Cいずれかの要件に合致すること
なお、A～C複数に合致する場合、投資額の合計額が補助対象経費の6分の1以上であれば支援対象となります。

A サプライズチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するための 必要な設備投資や製品開発

B 非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するビジネスモデルへ転換するための設備投資

C テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること

補助金上限・補助率

上限額 100万円

補助率 A サプライズチェーンの毀損への対応・・・2/3

B 非対面型ビジネスモデルへの転換・・・3/4

C テレワーク環境の整備・・・3/4

※複数に合致する場合で、B、Cが含まれている場合、全補助対象経費が3/4の補助率となります。

受付締切 [郵送：必着]

第3回 2020年8月7日（金）、第4回 2020年10月2日（金）

問合せ 皆野町商工会 電話：62-1311（平日のみ）

④ 国民健康保険税・介護保険料の減免 減免

●新型コロナウイルス感染症の影響により、一定要件を満たす世帯に対して、国民健康保険税、介護保険料を減免・減額するものです。

対象世帯 新型コロナウイルスの影響により、次の要件に該当するかた

国民健康保険税の要件

＜全額減免＞世帯主が死亡・重篤となった

＜一部減額＞世帯主の収入が前年と比べ 3 割以上減少している

申請書類 ・ 減免申請書
・ 収入状況等報告書

申請書類は皆野町役場税務課の窓口にて配布しております。

郵送を希望される方は下記までお問合せ下さい。

問合せ 皆野町役場 税務課 電話：62-1461（平日のみ）

介護保険料の要件

＜全額減免＞本人または生計維持者が死亡・重篤となった

＜一部減額＞・ 本人または生計維持者の収入が前年と比べ 3 割以上減少している
・ 減少した収入以外の所得合計が 400 万円以下

申請書類 ・ 介護保険料減免・徴収猶予申請書
・ 減免申請書
・ 収入減少申告書

申請書類は皆野町役場健康福祉課の窓口にて配布しております。

郵送を希望される方は下記までお問合せ下さい。

問合せ 皆野町役場 健康福祉課 電話：62-1233（平日のみ）

■商工会の取り組み

●皆野町商工会では、新型コロナウイルス感染症の影響による事業者からの相談を受け付けています。 電話：0494-62-1311

発行：皆野町役場 産業観光課 商工観光担当 電話：62-1462

みな企業の支援かわら版は、担当者が収集した情報を簡潔にまとめたものです。

表現の都合上、実際の内容と異なる場合がありますので予めご了承ください。2020/7/22